

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第346回

令和2年3月26日（木）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第346回 議事録

1. 日時

令和2年3月26日(木) 13:30～14:06

2. 場所

原子力規制委員会 13F 会議室D、E

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

中川 淳 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

平野 豪 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

上出 俊輔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

田尻 知之 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

新井 拓朗 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

松倉 祐介 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

日本原燃株式会社

越智 英治 執行役員 再処理事業部副事業部長(新規制基準)

兼 技術本部 エンジニアリングセンター長

大久保 哲朗 再処理事業部 部長

三浦 靖彦 再処理事業部 防災管理部 防災施設課長

瀬川 智史 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループ(副長)

兼 安全・品質本部 安全推進部 安全技術グループ(副長)

兼 再処理事業部 再処理計画部 計画グループ(副長)

名後 利英 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループ（副長）  
兼 再処理事業部 再処理計画部 計画グループ（副長）  
大橋 誠和 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループ（課長）  
兼 再処理事業部 再処理計画部 計画グループ（課長）

#### 4. 議題

（1）日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性について

#### 5. 配付資料

資料1 六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性  
再処理事業変更許可申請書の一部補正について  
[第18回補正：令和2年3月13日提出]

資料2 再処理事業所再処理事業変更許可申請書の一部補正に対す  
る主要な指摘事項

#### 6. 議事録

○田中委員 定刻になりましたので、第346回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催いたします。

本日の議題は、日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性についてであります。3月13日に事業変更許可申請書の補正が提出されたところですが、日本原燃において修正すべき点を確認したことから、その概要を説明したいとのことですので、まず説明をお願いいたします。

○日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

前回の会合におきまして、3月13日に提出させていただいた補正書につきまして概要を説明させていただいております。その際、補正書に関しましていろいろ不手際がございました。前回お詫びを申し上げますけれども、今日はそのお詫びを申し上げた点につきまして紙にまとめてまいりました。それについて概要を御説明させていただきます。

では、資料1でございます。1ページ目の「はじめに」は省略させていただいて、2ページ目の総論で書いておりますけれども、前回、口頭で申し上げた不具合箇所といたしますか、

不手際があった箇所を箇条書きでまとめております。まず補正書の作成過程で、資料の取り込み、呼び込みで不具合が発生しているということで、具体的に申しますと、整理資料から補正書へ作業を移行しておりますけれども、その際に補正書にふさわしい内容に変換、変更できていなかった、修正できていなかったということが挙げられます。あるいは整理資料の図表の呼び込みが補正書に移行した際に補正書の図表の番号のまま修正ができていなかったというところが散見されているということでございます。

それから、補正書の本文と添付が本文を書く上で添付の記載と整合してしない、あるいは図表の呼び込みが不整合がありまして一部整合が図れていなかったと。あと本文を記載するに当たって、添付には詳細に記載してあったのですけれども、本文を書く上でそこを本文として要約した記載にするという過程で、本来、本文に記載すべき事項が一部不足しているという箇所も見つかっております。

そのほかに、これは編集上の都合でございますけれども、誤字・脱字、編集上のインデントのずれですとか変更履歴の下線が残っているというようなところも散見されていたということで、誠に申し訳ございませんでした。

次のページ以降に、各条文に関してこういった具体例と申しますか、3ページ以降に示しております。例えば第5条でございますと、火災による損傷の防止でございますが、影響軽減に係る設計方針について、規則要求に対しての設計方針が記載が不足していたということですか、あと9条に関しましては、竜巻ですとか外部火災ですとか、いろいろな外部からの衝撃による損傷の防止の条項でございますけれども、事象ごとの記載の不整合ということで、横並びを見たときに言葉がずれていたですとか、そういう不整合が散見されているというところを解消して適正化を図る必要があるというふうに考えております。

あと15条、安全機能を有する施設に関しましては、他施設の共用、MOX燃料加工施設との共用を記載している部分でございますけれども、これはMOX燃料加工施設の審査会合でも御指摘いただいておりますけれども、その共用に係る記載の適正化ということで、記載が一部不足しているというところがございます。設計基準、ほかにもございますけれども、こういった不整合を解消していくと、あるいは記載の適正化を図っていくというふうに考えております。

次、4ページ目に重大事故、4ページ目と5ページ目に重大事故を示しておりますけれども、まず28条の重大事故等の拡大の防止の条項でございますけれども、ここは事象の選定の際に39条の放射性物質の漏えいが今回、その事象に選定されないということを記載して

おりますけれども、その39条に対する放射性物質の漏えいに対する記載が欠落していたということでございました。

そのほかの30条シリーズで、各事故の対策を記載しておりますけれども、対応手順の記載が本文と手順で不整合があったところもございましたし、適正化を図る必要があるというところも見つかっております。

それからあと他条文との横並びの修正ということで、それぞれの事故の条文を並べたときに、横並びが結果的に図られていなかったというところもございました。こういったところを修正してまいりたいと思っております。

それから、5ページ目でございます。40条以降のところですね。設備の台数ですとか容量、これは有効性評価で必要になってくるような数字もございまして、そういったものが本文中に記載されていないというところもございまして、添付資料のほうには書いておったところもあるんですけども、大事な数字を本文に書いていないところがあったというところもございまして。

あと、それから制御室、緊急時対策所、44条、46条のところ、居住性に関する被ばく評価をここも評価が入っていなかったということで、これは追加させていただくことで考えております。

その他、編集上の都合だけとは言い切れないところもございまして、そういうところを自主的な確認でもって多数発見しておりますので、そういうところは適切な記載に修正して、今後、補正書としてまとめた上で、また改めて提出させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容に対しまして、規制庁のほうから、質問、意見等お願いいたします。

いかがですか。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

御説明ありがとうございました。前回の会合のときに、自分たちでも不適切な部分、不足している部分というのを見つけているというようなことのお話がありましたので、その状況をお聞きしておかないと、我々が不足点をいっぱい並べても、自ら知っているというのに横やりを入れるようにこちらから仕切るのもしょうがないと思ってお聞きをしていた

のですが、今日の御説明の中でも、前回の会合で口頭でこちらからお伝えしていた事項が入っていないのではないかなという気もするような御説明で、よくわからなかったのですが、前回の話の中で、特に重大事故対処なんですけど、対処の手順がごっそり抜けていますというところがあったのですが、その点についてはどういう状況という認識なのか、あるいはそうなってしまった理由が何で、今後どう対応することによってそういうことが起きないように改めての補正ができるのかといったようなことの今の取組の状況を教えてくださいませんか。

○日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今の御指摘でございますけれども、総論のところちょっと全体を総括して書かさせていただいたので、個別の話をちょっと省略してしまいましたけれども、今、御指摘いただいた点もちろん私どものほうで確認をしております、これはいわゆる資料の取り込みといいますか、整理資料で作り込んだ資料から補正書に展開する上で編集作業の中で抜けてしまっていたというところがございます。その部分に該当するのかなと思っておりまして、その原因といいますか、何でそうなったかというところを簡単に申しますと、各条文担当でその原稿を作成しておるんですけども、それを編集する上でそれを総括する事務局という形で全体の補正書の集約をしておるんですけども、その各原稿を作成する担当から事務局に原稿を渡して、そこでの編集作業の中で抜けてしまっていて、そこから各条文担当がそこはまた条文担当にフィードバックされて確認するというチェックは一応されてはいたんですけども、そのチェックが非常に甘かったというところが大きな反省点でございます、その確認作業のステップの改善を図っていくことによって、その編集作業で抜け漏れが出てくるというところに関しては改善できるのではないかなというふうに考えております。

○古作チーム員 規制庁、古作です。ありがとうございました。

明らかにぱっと見ただけでもわかる内容でしたので、恐らくそのまとめた後にチェックしていなかったのではないかなと思ったんですけど、今のお話だとチェックをしているということなので、チェックするパスがあったにもかかわらず、その状況を見逃したというのは結構一やった、やったと言っているのが実際は何もやっていないということになっちゃうので、もう少しそれぞれの活動の確からしさというのを挙げていただかないと一向にいいものにならないのではないかなと思います。

これまでの審査会合で整理資料という形でいろいろと整理をいただきましたけども、そ

の資料の作成の過程でも同様な話があって、なかなか審査会合で話をした内容が反映されないというようなことがあって半年以上の時間がかかったというようなことだと思っております。補正して最終局面に来ていますので、今後の対応についてはしっかりとやっていただいて、チェックもしっかりと人数をかけたり、あるいは違う目も含めて対応していただかないといけないかなというふうに思います。

今、申し上げたのは明らかに抜けがあるというような話なのですが、一方で説明の中にもありましたように、2ページで言うとひし形の項目の下から二つ目の、本文の記載を丸めたというようなところ。これは本文としてどの程度記載をすべきかといった認識の問題になるかと思うんですが、その点はこれまでの整理資料の中でお話ししているときにも、基準規則及びその解釈で要求している内容に対応するレベルについては本文で記載してほしいというようなことをお伝えをしていますし、それ以外の施設でもそういう運用をして、最近ではしているということはお伝えをしていたと思うんですが、その点でなぜ丸め過ぎたというようなことが起きているのかというのも原因と対応状況を教えてください。

○日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

まず、チェック体制の強化につきましては大変申し訳ございませんでした。今まで作業の手順みたいなものは作業の流れの中で指示をして対応していたということで、そこが文書化されたものがなくて、指示・命令の中で対応していたことに起因するところも大きいかなと思っております。

チェック作業も文書化して、どういう手順で誰がやるのかということも明確にした上で、どういうチェック項目で何を確認するのかということもより具体的に明記した上で改善していきたいというふうに思っております。

本文のこの丸めたことによって記載すべき事項が不足していたという点に関しまして、原稿を作成した者ですとか事務局を含めて事実関係は確認しておるんですけども、今ほど御指摘いただいた本文に記載すべき事項をどこまで書かなければいけないのかということの、結果的にその認識が少し薄い部分があったというのが事実でございました。そこは改めて規則要求をしっかりと読んだ上で何を本文に書かなきゃいけないのかということも精査して、本文を改めて確認した上で修正してまいりたいと思います。

以上です。

○田中委員 いいですか。それでは次に移りますが、規制庁のほうで補正申請の確認をしており、本日までに確認した範囲で主要な指摘事項について説明をお願いいたします。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

資料2ということでまとめさせていただいております。これは前回の会合で口頭でお伝えしたのも含めて、現時点で我々として記載が不足していると思われる点を列記しております。文章の中には、例えばというようなことで書いてあったりしているものがありまして、書き上げるととんでもない量になってしまうものもあるので、例示として挙げさせていただいて、同様の範囲についてはその視点で展開をしていただきたいと思いますところとあります。

具体的には1番は審査会合の一番最後、2月の段階で重大事故対処の設備の共通的な設計方針について議論させていただいて、その内容について各設備に展開をしておくようにということで、その展開状況までは審査会合で整理資料を確認することなく終了したというようなことがありましたので、その点の反映状況がまだしっかりと展開できていなかったというようなところが多くありますので、その点も先ほど今後チェック体制をどうするかというようなこととお話しした際の視点で、どういう内容をどういう形でそれぞれ書く必要があるのかという考え方をまとめていただいて、しっかりとそれぞれの担当が書き上げられるようにしていただきたいと思います。

その根本としては、何が要求事項なのか。その要求事項というのはまず規制要求というのがありますけど、その上で社内としてどういう申請書を書き上げるのかといったところでの要求事項もあると思いますので、そういったところの明確化を図っていかないと、それぞれの担当にしっかりとした業務の展開ができないということなんだろうなと思っております。その点はよろしくお願ひします。

それでは、個別具体的なところは各担当からよろしくお願ひします。

○中川チーム員 規制庁の中川です。

私のほうから、まず資料2のIの安全機能を有する施設、これにつきまして、主要な事項としまして9項目今回記載しておりますが、それについて御説明したいと思います。

まず、一つ目の火災等による損傷の防止ですが、このうち1番と2番につきましては前回の会合におきまして口頭で申したものを記したものです。

続きまして、その3についてですが、添付書類において、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域・火災区画が記載されていません。

それから、4番目として、地震による損傷の防止についてですが、添付書類において、臨界防止の機能を有する機器を収納するセルの耐震クラスが示されておられません。



それから、5番目の外部火災についてですが、添付書類において、配置概要図について火災を想定している近隣の石油備蓄基地と設計対象施設の位置関係及び距離が示されておりません。

それから、6番目は溢水についてですが、添付書類において、地震起因による溢水量の算出に当たっての考え方が記載されておりません。

それから、7番目は化学薬品の漏えいによる損傷の防止についてですが、本文において化学薬品防護設備に係る設計方針が示されておりません。

8番目の共用につきましては、前回の審査会合において口頭で示したものでございます。

それから最後、9番目でございますが、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止について。これについては添付書類において今回の補正内容に記載を置きかえています。その際、残しておくべき事項、これは既許可の申請書に記載されていたような内容、こういうものでございますが、こういうものが削除されております。

全体として記載の適合、記載の整合性、こういった観点で、既許可との記載の整合性、こういったものも踏まえながら十分検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○平野チーム員 規制庁の平野です。

続きまして、次のページから重大事故等対処施設に関するところを取りまとめてございますが、そちらについてお伝えいたします。重大事故等対処施設に関するところにつきましては、設備に関すること、手順に関すること、有効性評価に関することということでそれぞれ取りまとめをしておりまして、設備に関するところが10番のところから35番まで、手順につきましては36番から53番、有効性評価については54番から58番ということで取りまとめてございます。

まず最初に設備に関することですが、大きく分けると三つのカテゴリーに概ね確認されている記載の不足等が確認されておりまして、まず一つ目が設計方針の一部が記載されていませんというものです。二つ目が先ほど古作のほうからも話がありましたが、重大事故対処施設の共通の設計方針を踏まえた個別の設備の設計について、その一部が記載されていないというもの。三つ目が個別の施設の構造及び設備において、設備の区分の見直しが必要、整理が必要だといったものの大きく三つに分かれるというところでありまして。

10から35ということで、数が多いので一つずつということではなく、例示として一例ぐらいつづつ御説明いたしますと、まず設備の設計方針の一部が記載されていないというもの

につきましては、冒頭10番のところなんかが例になるかと思うんですけれども、こちらにつきましても重大事故等対処設備ということで、第33条であったり29条であったりそういったところの共通的なところに関するところでありまして、再処理施設の一般構造において共通的な設計方針の一部が記載されておられません。例示としてですけれども、常設重大事故等対処設備の待機除外であったり故障時バックアップを含めて必要な個数を確保するというところの説明であったかと思うんですけれども、そのようなところのことが記載されていなかったり、あるいは環境条件としてMOX燃料加工施設からの影響を考慮するという方針が書かれていなかったり、あるいは外部事象と内部事象で環境条件が異なることを踏まえて重大事故等対処設備の設計をするという方針、これら審査会合等で説明があった内容ですけれども、これらのものが申請書本文で書かれていないということが確認されております。

続きまして、重大事故等対処設備の共通の設計方針を踏まえた個別への展開というところですが、もともとこちら33条で多様性、位置的分散、個数及び容量、環境条件、操作性、試験・検査性というところで共通的な考え方を示されていて、これが個別のところの特記するような内容であったり、あるいは33条で選択肢を持つような形で設計方針が示されているものに対して、どれを適用したのかといったところを書き下していくというところであったかと思うんですけれども、それがうまく書き切れていないということが確認されております。

具体例としては、14番の臨界のところを紹介させていただきますけれども、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽設計のところ、確実に未臨界に移行できる可溶性中性子吸収材量を確保する、保有する設計と。この文言自体は有効性評価だったり手順のところ、それに近い文言があったりはするんですけれども、設備の設計のところとしてこういう記載が落ちているということで、設備との設計の考え方ですので、そういうことをきちんと書いていただく必要があるだろうということと、あと容量につきましてもそういうところのものが書かれていないということです。

あと、ちょっと二つ下に行きますけれども、環境条件に対する考慮の記載がなかったり、あるいは臨界検知用の放射線検出器の測定レンジに関する設計方針についてのところも、これ容量等というところが含まれるものかと思いますが、こういうところの記載がないといったところ。

あとは操作性に関するようなどころで行くと、手動で供給弁を開放して水素掃気を実施

するとか、可搬型屋内ホースの接続をカプラかなんかできちんと接続を容易にするといったようなところの記載が、設計として設備のところとして記載がないというところであり、これらについては臨界だけで挙げてはいますが、後ろのほうを読んでいただければわかると思いますが、基本概ね全てに対して言えるようなことではないのかと考えております。

続いて、設備に関しての三つ目のところで、個々の施設の構造及び設備において、設備区分の整理が必要ではないかというところで、こちらも例示として臨界の13番で御説明いたしますが、複数の対策で用いる設備、臨界とTBPで精製建屋の貯留設備というのがあるんですけれども、こちらについて同一の設備であることを明確にするか、対策ごとに個別に記載するのではなく記載をまとめるといったところの整理が必要ではないのかということ。

同様のことが、見ていただければわかるんですけれども、蒸発乾固と水素のところと言うセル導出だったりその辺の設備であったり、あるいは蒸発乾固の中で代替の安全冷却水系ですが発生防止とか拡大防止とかでいろいろ出てくるんですけれども、そこも何度も記載があるようなところがあったりとかして、そういうところについて適切に整理をしていただく必要があるかと考えております。

あと、もう一つの観点として、系統して機能を有するようなもの。こちら例としては、緊急停止系というもので、緊急停止系の操作スイッチと一体となっているんですけれども、このスイッチのほうは制御室の設備となっていて、別々のところで記載になっていたりというところで、もともと系統として機能があるものですので、そういうものというのはその構成する設備のところの整理というのが必要ではないのかといったところが設備全般に対しての内容となります。

続きまして、技術的能力、手順に関することですけれども、6ページのところから36番としてありますと。手順につきましては、大体大きく分けると二つのものになりまして、設計方針の一部が記載されていないというもの、あと手順の一部が記載されていないというもの、大体この二つにカテゴライズされるかと思っております。

まず、その設計方針の一部が記載されていないというところで、例示として最初の36番がそうなんですけれども、予備品の取りかえのための必要な資機材であったり、降灰予報によって前もって行う手順等といったところの記載が本文において記載されていないというところ。

あと、手順の一部というところで、これ前回の会合でもお伝えしているところですが、蒸発乾固のところで行くと、直接注水、冷却コイル等通水、セル導出、代替セル排気系による排気の手順といったところのものが記載として抜けているといったところがあります。

その他細かいものも含めて手順の一部が記載されていないようなものも散見されますので、その辺は具体はちょっと資料のほうを確認いただければと考えております。

続きまして、8ページのほう、こちらに有効性評価に関する記載の不足等のところをまとめておりますけれども、大きく言うと有効性評価の条件とかそういったところのものが一部記載されていないというものが確認されております。

具体例としては、56番となっているところの放射線分解により発生する水素による爆発のところですが、例えば操作条件においてセル導出経路の構築であったり、代替セル排気系の構築、あるいは代替セル排気の開始、これらの所要時間というものが記載がされていなかったり、あるいは導出先セルの圧力上昇に伴って排気経路以外から外に出ていくというのがあるんですけれども、それらの経路から出ていった場合の除染係数というものが記載がなかったり、あるいは操作条件の不確かさというところで、可搬型空気圧縮機による水素掃気の操作の不確かさが判断基準に与える影響といったところについても記載がされていないといったところで、こちらにつきましても有効性評価の条件、あるいは不確かさといったところで記載の一部がされていないというところが確認されております。

今回、こちらの資料には、記載の不整合とか誤記とかといったことはあまり書いていないんですけども、そういったものもかなりいっぱいあって、今回例示としてこちらを示していますけれども、そういうところもかなりあるということで、自ら確認されるときにはそういうところもきちんと拾ってきちんと対応いただければと考えております。

私からは以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

ただいまの指摘事項について、日本原燃のほうから確認、あるいは質問等ございますか。

○日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

今ほど御指摘いただきました事項につきまして、いただいている御指摘事項をちょっと精査させていただきたいと思っております。補正書の記載とも比較をしまして、記載が足りていないという御指摘に対してどういうふうに記載を変更・修正、あるいは拡充していくかということを精査させていただいて、補正書に適切に反映させていただきたいと思っております。

○田中委員 これから精査されるということなんですけど、現時点において何かここはちょっとわかりにくいんだとか等々、もしあれば言っただけないと困るんですけど。

○日本原燃（越智副事業部長） 日本原燃、越智でございます。

多分、我々は今、補正書のチェックをしていて、今日いただいた御意見というのが我々の多分、中でもっともだなというふうに納得されるようなものだというように私自身は感じております。ということで、特にここで確認、これはというような確認をしなくても、確かにおっしゃるようなところはという意味で、今時点で確認するようなものはないんじゃないかというところでございます。

○田中委員 というんですけども、いかがですか。

長谷川さん、何かあれば。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

ここに書いてあるので不明な点があれば、適宜おっしゃっていただければヒアリングなりで説明はしますので、それは遠慮なくというか、不明な点をまずきちっとなくして、適切に反映するためにも我々の趣旨をよく理解いただいて直していただくということが重要ではないかと思っておりますので、不明な点が発生すれば、それは言っただければ説明はしますということと、それと冒頭にも申し上げたように、もう一回補正を提出する必要があるという御認識は当然あると思っておりますけど、その際にはしっかり精査というのを当たり前の上で、チェック、このチェックのところはかなり今回ルーズになっている。これまでも割とそういうところが常に見受けられてきましたので、その辺りをよりかなり丁寧にしていただくということが極めて重要なんだろうというふうに思っていますので、その辺りはしっかり要はまとめる人間、責任者がきちっと自分の目も含めて確認をいただきたいと思っています。

それともう一点ですね、今後の予定というのはどんな具合になるかというのは何か説明できますか。

○日本原燃（越智副事業部長） 日本原燃、越智でございます。

本当に申し訳ございませんでした。我々のチェックが甘くて、13日にはこういう形のコメントをいただくような補正書を出してしまったということで、我々自身も今日いただいたコメントも含めて、再度規制庁さんのおっしゃろうとしていることをよくもう一度我々自身の中で理解して、補正書というのは見直して修正をかけたいと思っております。

それで、先ほどございました今日時点で、今時点では御質問、確認事項はございません

けども、あればそれはもう遠慮なくお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールですけども、まず今日いただきましたこれをまず我々自身が、これはもう例として示されたものでございますので、今まで見てきたものも含めて再度、今、補正書そのものをちゃんと見直して、中身を直していくということ。それと同時に、誤字については今ある補正書そのものを今、別のチームで誤字というのは今も見てもらっております。それでまたできたら、補正書ができた時点でも当然チェックはいたしますけども、できることは並行してやっていくということを今、進めているところです。

チェックの方法につきましても、今までで少し観点を変えたチェック方法も取り入れないといけないかなというのは思っております。それはどういう方法が効率的かというのはございますけれども、例えば各条文間でクロスして見るだとかそんな形もとって、やっぱりつくった者が見てしまうとどうしてもそういう目で見ってしまうので、ちょっと全く違うところの条文の人間がそこをもう少し詳細にチェックするとか、そんなような形でチェックは十分にしてお出ししたいと思っております。

それで、スケジュールについては今のところ具体的にいつということは我々申すことはできませんけども、これもやはりできるだけ我々で作業を進めているところでございますので、できるだけちゃんとしたものという上で、速やかにお出しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員 よろしいですか。

本日は、主に規制庁のほうから指摘事項を伝えたところでございます。日本原燃におかれましては、本日の指摘事項を踏まえ、自らできちんとした申請書をつくるということを十分に認識してくれた上で、しっかりと対応していただきたいと考えます。

ほかなければ、これをもちまして、本日の審査会合を閉会いたします。どうもありがとうございました。